

日本語

主 催／静岡県 静岡県教育委員会 浜松市 静岡文化芸術大学
静岡国際オペラコンクール実行委員会

共 催／公益財団法人浜松市文化振興財団 公益財団法人浜松観光コンベンションビューロー

後 援／外務省 文化庁 浜松市教育委員会 公益社団法人日本演奏連盟
一般社団法人日本音楽著作権協会 静岡県文化協会 静岡県地域文化団体連絡協議会
公益財団法人静岡県文化財団 一般財団法人静岡県教職員互助組合 浜松商工会議所
朝日新聞静岡総局 産経新聞社静岡支局 静岡新聞社・静岡放送 中日新聞東海本社
日本経済新聞社静岡支局 毎日新聞静岡支局 読売新聞静岡支局 共同通信社静岡支局
時事通信社静岡総局 NHK静岡放送局 テレビ静岡 静岡朝日テレビ
静岡第一テレビ K-mix FM Haro! ケーブル・ウィンディ

特別協賛／ **KAWAI** **MOSTLY** (株)音楽之友社  **Roland**  **YAMAHA**

応募要項

1 名 称

第8回 静岡国際オペラコンクール

2 趣 旨

「静岡国際オペラコンクール」は、静岡県ゆかりのプリマドンナ三浦環*をたたえ、没後50年にあたる1996年から3年ごとに開催しています。

このコンクールは、次代を担う声楽界の人材を発掘・育成し、また、国際交流を通じ内外との連携を深め、世界に広がる“しずおか文化”を創造することを目的としています。

*三浦 環（みうら たまき）

世界に認められた最初の日本オペラ歌手と呼ばれている。世界各地でオペラ「蝶々夫人」の主役として2,000回以上舞台に立ち、作曲家プッチーニから「マダム・バタフライは、彼女のために書かれたようなもの」と絶賛された。

両親と夫が静岡県出身。環本人も一時期静岡県で暮らした。

3 組 織（姓名 ABC順 敬称略）

静岡国際オペラコンクール実行委員会

会 長	川勝 平太	静岡県知事
名 誉 顧 問	伊藤 京子	国立音楽大学名誉教授
	宮田 亮平	文化庁長官
	鈴木 洋佑	静岡県議会議長
委 員 長	難波 喬司	静岡県副知事
副 委 員 長	木村 俊光	桐朋学園大学名誉教授
	鈴木 康友	浜松市長
委 員	伊藤 修二	公益財団法人浜松市文化振興財団代表理事
	河合 弘隆	株式会社河合楽器製作所代表取締役会長兼社長
	木苗 直秀	静岡県教育委員会教育長
	前田 幹夫	公益財団法人静岡県文化財団専務理事
	中田 卓也	ヤマハ株式会社代表取締役社長
	西田 郁夫	静岡県文化・観光部長
	鈴木壽美子	静岡県文化協会会長
	高田 和文	静岡文化芸術大学副学長
	田内 浩之	静岡県議会文化観光委員会委員長
監 事	仁科満寿雄	公益財団法人静岡県国際交流協会業務執行理事兼事務局長
	坂本 佳観	静岡保険総合サービス株式会社代表取締役社長

〈企画運営委員会〉

委 員	浜田 理恵 伊原 直子 伊藤 修二 金山 茂人 木村 俊光 岸 純信 三浦 安浩 難波 喬司 沼尻 竜典 岡部 修二 大仁田雅彦 鈴木 康友	声楽家 東京芸術大学名誉教授 公益財団法人浜松市文化振興財団代表理事 公益財団法人日本演奏連盟専務理事 桐朋学園大学名誉教授 オペラ研究家 演出家 静岡県副知事 リユーベック歌劇場音楽総監督、びわ湖ホール芸術監督 公益財団法人新国立劇場運営財団前常務理事 昭和音楽大学教授 浜松市長
-----	---	--

〈審査委員会〉

委 員 長	木村 俊光	日本
委 員	チェ・サン・ホ	韓国
	マリア・デ・フランチェスカ=カヴァッツァ	イタリア
	デイヴィッド・ガウランド	イギリス
	浜田 理恵	日本
	ウェルナー・ヒンク	オーストリア
	伊原 直子	日本
	三浦 安浩	日本
	レノーレ・ローゼンバーグ	アメリカ
	ガブリエラ・トゥッチ	イタリア
	ユ・シセイ	中国

〈指揮・オーケストラ〉（本選のみ）

指 揮：高橋 直史
オーケストラ：東京交響楽団

〈運営アドバイザー〉

廣木 斎

〈事務局・問合せ先〉

〒430-0929 静岡県浜松市中区中央2-1-1
静岡文化芸術大学内
静岡国際オペラコンクール実行委員会事務局
TEL 053-457-6446 FAX 053-457-6447
e-mail opera@suac.ac.jp
公式ウェブサイト <http://www.suac.ac.jp/opera/>

4 開催期日

第1次予選 2017年11月11日(土)、12日(日)、13日(月)

第2次予選 2017年11月15日(水)、16日(木)

本選 2017年11月19日(日)

表彰式 2017年11月19日(日)

*入賞者のこれ以降のスケジュールについては、「16 入賞者記念テレビ番組」を参照。

5 会場

アクトシティ浜松 大ホール(静岡県浜松市中区板屋町111-1)

6 応募資格

年齢33歳まで(1983年11月11日以降に出生した者)

7 応募方法

(1) 郵送の場合 以下の7点を送付すること。

①参加申込書 P34	・参加申込書に記載された注意事項に従って記入すること。
②審査曲目表 P36	・別紙記入例を参照し、以下の点を厳守し記入すること。 [1] 第1次予選及び本選「自選曲」各々1曲と、「選定曲」4曲の計6曲のエリアはすべて異なること。 [2] 第2次予選は「自選役リスト」(P25~29)から選択すること。 [3] [1]の6曲は、第2次予選「自選役」の歌うすべてのエリアと異なること。 [4] 全登録曲(「自選曲」、「自選役」、「選定曲」)には最低2か国語の歌詞が含まれていること。 [5] オラトリオ及びコンサートエリアは不可とする。 [6] 作曲者名、オペラ名、エリア名、役名及び演奏開始箇所の歌詞は、すべて原語で記入すること。また、調性、時間も記入すること。 [7] 参加者から事務局に提出された審査曲目の変更は不可とする。
③予備審査録音証明書 P33	・予備審査録音証明書に記載された注意事項に従って記入すること。
④写真	・申込日から6か月以内に撮影した光沢仕上げの写真。 ・上半身正面、横4cm×縦5cmを3枚。裏面に氏名を明記。うち1枚は参加申込書に貼付する。 ・著作権による制限のないもの。 ・提出された写真は、公式プログラムやその他の広報媒体に掲載する。 ・データでの提出も可。(300dpi以上、CDで盤面に氏名を明記)
⑤身分証明書	・パスポートのコピーもしくは氏名、国籍、誕生日が記載された公的書類のコピー
⑥予備審査用音源	・オペラエリア2曲(オラトリオエリア及びコンサートエリアは不可)を録音したCD。以下の点に注意し、録音すること。 [1] 2016年7月1日以降に録音したもの。 [2] 審査曲目表に記入した曲との重複は、可。 [3] すべて原調・原語で歌うこと。 例外：慣習的に移調で歌われるもの及び他言語で歌われるものは可とする。

	<p>*「14 審査の〈注意事項等〉(1)」を参照。</p> <p>[4] 提出するCDは1つとする。(複数提出は不可)</p> <p>*予備審査録音証明書に記入されたオペラアリア2曲のみ録音されていること。</p> <p>[5] 音源をデータとして提出する際は、1ファイル1曲とする。</p> <p>*録音状態が粗悪なものは、失格となる場合もある。</p>
⑦ピアノ伴奏譜	<p>・第1次予選「自選曲」1曲と「選定曲」4曲の計5曲を郵送する。</p> <p>・伴奏者を同伴する場合は提出不要。</p>

(2) オンライン申込みの場合 公式ウェブサイトの注意事項をよく読み、申込みを行う。
URL: <http://suac.ac.jp/opera/>

①参加申込書 ②審査曲目表 ③予備審査録音証明書	ウェブサイトの各ページに記載された注意事項に従って入力すること。
④写真 ⑤身分証明書 ⑥予備審査用音源	データとしてアップロードするか、郵送する。
⑦ピアノ伴奏譜	郵送する。(伴奏者を同伴する場合は提出不要)

(3) 申込先

〒430-0929 静岡県浜松市中区中央2-1-1
静岡文化芸術大学内
静岡国際オペラコンクール実行委員会事務局

(4) 申込受付期間

2017年1月4日(水)～5月1日(月)必着
オンライン申込みの場合は2017年5月1日(月)24:00(日本時間)までとする。

(5) 注意事項

- ①提出書類は、返却しない。
- ②申込は個人単位とすること。(複数の者が同一封筒で申し込むことを禁ずる。)
- ③海外在住者は送付期間を考慮して、余裕をもって申し込むこと。
(税関審査等により、提出物が申込期間に届かない場合がある。)
- ④参加申込書と審査曲目表は、各自コピーを取っておくこと。
- ⑤連絡先などで変更がある場合は、速やかに事務局まで申し出ること。

8 予備審査

送られた音源をもとに、予備審査を行う。予備審査の結果は、2017年6月30日(金)までにすべての参加者に通知する。

9 参加料

参加承認の通知を受け取った者は、参加料として日本円で20,000円を2017年8月7日(月)までに別途参加承認者あてに通知する指定口座に振り込むこと。

振込手数料はすべて参加者の負担とする。

参加料はいかなる理由があっても返還しない。

10 査証取得

日本への入国査証が必要な場合は、参加者本人が、居住地を管轄する日本大使館へ申請し、取得すること。

査証取得のため、招へい理由書等を日本大使館から求められた場合は、直ちに、事務局へ申請すること。

11 ピアノ伴奏者

主催者は公式伴奏者を用意する。

参加者の希望により伴奏者同伴も可。

12 出場順

出場順はすべて抽選により決定する。

(1) 第1次・第2次予選

全参加者を姓名のアルファベット順にする。

予選ごとにアルファベット記号を抽選し最初の出場者を決定する。

なお、第1次予選出場日は、予備審査の結果と共に通知する。

(2) 本選

出場者本人のくじ引きにより決定する。

13 練習

(1) 公式伴奏者との練習

第1次予選	60分の伴奏合わせが2回可能。
第2次予選	90分の伴奏合わせが1回可能。

*練習スケジュールは事務局で決定し、出場者に通知する。

(2) 本選出場者の練習

①指揮者とのピアノ・リハーサルを11月17日（金）に行う。

②オーケストラ・リハーサルを11月18日（土）に本選会場で行う。

(3) 個人練習

ピアノを備えた練習室を、第1次予選出場日の2日前から、1日につき60分間無償提供する。

14 審査

審査は別に定める審査規定に基づき行われる。

(1) 第1次予選 [ピアノ伴奏]

「自選曲」1曲と、「選定曲」から当日審査委員会が指定する1曲の合計2曲を演奏すること。

* 2曲の演奏時間は合計10分以内とする。ただし、時間を超える場合は、出場者の判断で演奏の一部を省略することができる。

* 2曲の演奏順は自由とする。

(2) 第2次予選 [ピアノ伴奏]

「自選役」のオペラ全曲中から、第1次予選通過後に審査委員会が指定する箇所を演奏すること。

* 重唱部分が指定された場合は、「自選役」のパートのみを演奏すること。

(3) 本選 [オーケストラ伴奏]

「自選曲」1曲と、「選定曲」から第2次予選通過後に審査委員会が指定する1曲の合計2曲を演奏すること。

* 2曲の演奏順は出場者の自由とする。

* オーケストラスコアが入手困難な場合、曲目の変更を求めることがある。

〈注意事項等〉

(1) すべて原調、原語、暗譜で歌うこと。ただし、慣習的に移調で歌われるもの及び他言語で歌われるものは可とする。

【例】 ロッシーニ作曲「セヴィリアの理髪師」
第1幕のロジーナのARIA
“今の歌声は”《原調はE-DurだがF-Durに移調》
フロトー作曲「マルタ」
第3幕のライオネルのARIA
“ああ、かくもすなおで愛らしい”
《原曲はドイツ語だが一般にイタリア語》

(2) 審査の都合により、演奏を途中で打ち切ることがある。

(3) すべての演奏は一般公開とする。

15 賞

入賞者は、第1位、第2位、第3位までとし、それ以外の本選出場者を入選とする。

(1) 賞金

第1位 300万円

第2位 150万円

第3位 75万円

入選 40万円

* 賞金には日本の税法に基づく税金が含まれる。

* 同位入賞者が複数の場合等に、賞金を按分することがある。

(2) 三浦環特別賞

日本国籍者で将来性のある出場者に、技術力向上に必要な経費に対する助成金を授与する。

(3) 副賞

コンクールの趣旨に賛同する団体や個人から提供された副賞を入賞者等に授与することがある。

16 入賞者記念テレビ番組

第1位、第2位、第3位及び三浦環特別賞受賞者には、テレビ番組への出演を義務付けることがある。ただし出演料は支払われない。

(1) 収録日

2017年11月20日(月)から11月22日(水)のうち主催者が指定した日

(2) 滞在費及び交通費

主催者負担

17 旅費補助

第1次予選で演奏した者に対して、主催者が参加者として決定した時点の居住地により規定の旅費を補助する。

- (1) 日本国外在住の出場者（本人同伴のピアノ伴奏者は含まない。）
 - ① アジア地域に居住する出場者1人に対し、30,000円
 - ② アジア地域以外に居住する出場者1人に対し、80,000円
 - * 日本人出場者は、上記補助額の半額を補助する。
 - * 上記補助額には、日本の税法に基づく税金が含まれる。
- (2) 日本国内在住の出場者
補助なし。
- (3) 支給時期
第1次予選後にコンクール会場で事務局から支給する。

18 滞在費補助

出場者の滞在費は、以下の期間中、主催者が定める宿舎に限り、主催者が宿泊費のみを負担する。（本人同伴のピアノ伴奏者は含まない。）

- (1) 第1次予選出場者：第1次予選出場日の2日前から11月14日（火）午前10時まで
- (2) 第2次予選出場者：第1次予選出場日の2日前から11月17日（金）午前10時まで
- (3) 本選出場者：第1次予選出場日の2日前から11月20日（月）午前10時まで

19 保険・損害補償

本コンクール期間中及びコンクールに付随する事業の開催期間中における出場者の身体的、物質的若しくは精神的な損害及び加害に対して、主催者は補償しない。各出場者の責任において保険加入すること。

20 その他

- (1) 応募要項の変更
主催者は応募要項発表後も条項の追加・削除又は変更する権利を保有する。
- (2) 著作権
本コンクール出場及び入賞者記念テレビ番組出演に伴うすべての演奏の録音、録画及び写真撮影並びにそれらを使用した著作物の販売、頒布、放送、配信等に関する諸権利は、主催者に帰属する。
- (3) 法律の準拠
応募要項に関して発生する問題については、日本語の本要項に基づき、かつ日本国の法律に準拠して解決される。
- (4) その他
応募要項に明記されていない事項について問題が生じた場合は、主催者の決定に従うこと。